

農政部会 議事録

日 時：平成28年9月23日（金）午前10時03分

場 所：合同庁舎 4階 大会議室

議 題

第1号議案 農業振興地域整備計画変更の事前協議について

第2号議案

その他

坂出市農業委員会

出席委員 16名

- | | | | |
|-----|------------------|-----|---------------|
| 1番 | 井上 雅史 | 21番 | 新谷 豊敏(会長職務代理) |
| 2番 | 木下 得代 | 22番 | 中村 一信 |
| 3番 | 寺嶋 秀行 | 26番 | 大原 眞路(農地部会長) |
| 6番 | 松下 良夫(農政部会長) | 28番 | 東山 光徳 |
| 11番 | 細谷 秀樹 | 29番 | 中村 康男(会長職務代理) |
| 13番 | 平田 忠司 | 30番 | 藤本 俊彦 |
| 14番 | 若谷 修治 | | |
| 18番 | 平田 正幸(会長) | | |
| 19番 | 大林 正利 | | |
| 20番 | 大西 和男(農地部会長職務代理) | | |

欠席委員 2名

- | | |
|-----|------------------|
| 23番 | 北山 定男 |
| 25番 | 梶野 方伯(農政部会長職務代理) |

事務局出席者

- | | |
|--------|--------|
| 事務局長 | 細川 英樹 |
| 事務局長補佐 | 藤井 良清 |
| 事務局次長 | 岡崎 伸一郎 |
| 書記 | 田路 幸子 |

【事務局長】

おはようございます。定刻を若干過ぎておりますが、只今より9月の農政部会を開催致します。

現在、18名中16名のご出席を頂いておりますので、この部会が成立していることを報告いたします。

また梶野方伯農政部会長職務代理と23番北山委員さんより、欠席する旨のご連絡を頂いておりますことを報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規程第7条の規定によりまして、以後の議事進行を松下農政部会長にお願いしたいと思います。

松下部会長よろしく申し上げます。

『部会長』

みなさんおはようございます。台風により日程の変更を凶っていただきましたが、幸い坂出には大きな被害も出ずに済んでおるようでございます。委員のみなさんにおかれましては、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

それではさっそく第1号議案、『坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議について』を議題に供します。事務局に説明をお願いします。

【事務局長】

農業振興地域の整備に関する法律により定められた農用地からの除外申請が4件、坂出市に提出され、農業委員会の意見を求められております。

1番 林田町・・・ 田 7.33㎡。3ページをご覧ください。

申請地は、林田町上林田と加茂町の町境で、産業道路から30m程西に入った所に位置します。

土地所有者は、・・・さん、譲受人は・・・さんです。

申請目的は、農家住宅。申請理由としては、平成8年頃に汲み取り式便所から水洗式に切り替えた時に、敷地の関係から隣地所有者に承諾を得て浄化槽を設置させてもらったが、転用の手続きを怠っていたというもので、土地の利用計画図は4ページのとおりです。

2番 林田町・・・ 田 62㎡。5ページをご覧ください。

この土地は、林田の港自治会館から約400m東に入った所に位置します。土地所有者は、・・・さん、譲受人は・・・さん。

申請目的は、非農家の自己住宅。申請理由は、申請地南側に隣接する譲受人所有の宅地に建つ居宅が、昭和51年頃に申請地にはみ出して建築されて

おり、この越境占有状態を解消したいというもので、土地の利用計画図は 6 ページ のとおりです。

3 番 林田町・・・ 田 943 m²。 7 ページをご覧ください。

この申請地は、港自治会館から北東に 約 550m に位置します。土地所有者は、・・・さん、借人は・・・さんで、関係は親子です。申請目的は、共同住宅用地。

申請理由は、申請人親子とも・・・に在住であり農地として管理できないことから、アパート経営を行い生活の糧にしようと考えたもので、本件申請地の西側には、平成・・・年に農地法第 5 条の許可を得て同様の共同住宅を建築しており、今回が 2 棟目となります。土地の利用計画図は 8 ページ のとおりです。

4 番 青海町・・・ 田 219 m²。 9 ページ をご覧ください。

申請地は、青海神社の北東 約 400m に位置します。土地所有者は、・・・さん、借受人は・・・さんとその夫の・・・さんです。申請目的は、使用貸借による分家住宅。 申請理由として、子供の成長に伴い、親の実家に近い申請地に分家住宅を建築したいというもので、土地の利用計画図は 10 ページ のとおりです。

以上 4 件につきまして、農用地からの除外は止むを得ないものと思われ
ます。 以上で説明を終わります。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。 第 1 号議案『坂出農業振興地域整備計
画変更の事前協議について』 なにかご意見・ご質問はございませんか。

《異議なしの声あり》

特にご異議もないようですので、第 1 号議案 『坂出農業振興地域整備
計画変更の事前協議について』の審議は、これで終了します。

農用地からの除外申請 4 件について、除外は止むを得ないものとして
坂出市に回答する事と致します。

今月の審議は以上でございます。 その他案件として、事務局の方でな
にかありますか。

【事務局長】

- 農業委員会制度改正に伴う役員会について
(本農政部会終了後開催)

以上です。

『部会長』

それでは、これもちまして今月の農政部会を閉会致します。
非常に短時間ではございましたけれども、ありがとうございました。

10:11